

引き続き検討が必要と考えられる論点

1. 医療等情報個別法（仮称）の適用範囲

- 「医療等に関する個人情報」の範囲をどのように定めるか
- 安全に匿名化等がされた状態はどのようなものか

2. 本人同意のあり方

- 事例をもとに本人同意の可否等について検討してはどうか

3. 学術研究分野等への適用のあり方

- 学術研究分野への適用のあり方についてどのように考えるか
- 地方自治体への適用のあり方についてどのように考えるか

4. 罰則のあり方

- 重過失による情報漏えいに対して罰則を課すかどうか
- 行政処分を経ずに直接罰則を適用するかどうか

5. 代理人の範囲

- 本人同意等の手続における代理人の範囲をどのように考えるか

6. 医療等分野の情報連携のための基盤のあり方

- 医療等分野に相応しい技術設計はどのようなものか
- マイナンバー法案との関係をどのように整理するか

※ 3. 4. 5. については、次回（6月29日）検討予定。6. については次々回（日程調整中）検討予定。